

# 静岡市

## 移住・就業補助金 関係人口要件

のごあんない

静岡市総合政策課  
令和8年4月

# 目次

1 主な関係人口要件 P.1

① 特定非営利活動法人に在籍 P.2

② 静岡シチズンカレッジ こ・こ・に修了生 P.2

③ 中山間地域空き家情報バンク利用者 P.3

④ 移住体験ツアー参加者 P.3

⑤ 静岡市内の大学等卒業 P.4

⑥ 静岡市内の企業等へ通勤 P.4

⑦ ふるさと納税制度を利用した静岡市への寄付 P.5

⑧ 静岡市内の企業にて副業 P.5

⑨ 静岡市内で農業経営・就農研修 P.6

2 主な関係人口居住後要件 P.7

3 問合せ先 P.9

# 1 主な関係人口要件

関係人口要件を利用した申請には、3つの要件に当てはまる必要があります。

移住就業支援金の  
ごあんない  
1の対象者

+

(1) 関係人口要件

+

(2) 居住後要件

## (1) 関係人口要件

	主な要件	要件の詳細
①	特定非営利活動法人に 在籍	市内の特定非営利活動法人の役員等として、 移住前の直近5年間のうち2年以上在籍し ている者
②	静岡シチズンカレッジ こ・こ・に修了生	移住前の直近5年間に「静岡シチズンカレ ジこ・こ・に」が開催する講座を修了した 者
③	中山間地域空き家情報 バンク利用者	移住前に <b>職員等による現地案内</b> など地域と の交流等を行い、静岡市の空き家情報バン クを活用して、 <b>住宅を購入又は賃借した者</b>
④	移住体験ツアー参加者	移住前の直近5年間（ただし、令和3年4 月以降とする）に静岡市が主催する <b>移住体 験ツアーに参加した者</b>
⑤	静岡市内の大学等卒業	移住前の直近 <b>10年間に市内の大学等</b> を卒業 した者
⑥	静岡市内の企業等へ 通勤	移住前の直近 <b>1年以上、市内の企業等</b> に通 勤している者
⑦	ふるさと納税制度を利用 した静岡市への寄付	静岡市ふるさと納税制度により <b>移住前の直 近5年間に2回以上静岡市に寄附した者</b> 。 ※ 1年で複数回寄附した場合は1回とみなす
⑧	静岡市内の企業にて 副業	移住前の直近5年間のうち通算3か月以上 市内の事業所において副業をしている者
⑨	静岡市内で農業経営・ 就農研修	認定を受けた <b>農業経営改善計画又は青年等 就農計画に基づき静岡市内で農業経営をし ている者</b> 又は市長が認める <b>新規就農に係る 研修を受けている者</b>

要件の詳細については個別ページにてご確認ください。

## ① 特定非営利活動法人に在籍

### (1) 要件

- ・ **市内の特定非営利活動法人の役員等**※1として、転入をした日の前5年間のうち2年以上在籍している者

※1 市内に主たる事務所がある特定非営利活動人の役員、社員、職員を指します。

### (2) 必要な書類

- ・ **特定非営利活動法人に在籍証明書（関係人口用）**

所定の様式を印刷し、所属している特定非営利活動法人に発行を依頼してください。

### (3) 問い合わせ

市民自治推進課 054-221-1372

## ② 静岡シチズンカレッジ こ・こ・に受講者

### (1) 要件

- ・ **「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」が開催する講座を転入前の直近5年間で修了した者**

### (2) 必要な書類

- ・ **様式第5号 関係人口認定申請書**

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上  
申込時に総合政策課へ提出ください。実績を確認します。

### (3) 問い合わせ

生涯学習推進課 054-221-1207

## ③ 中山間地域空き家情報バンク利用者

---

### (1) 要件

- ・移住前に静岡市の中山間地域空き家情報バンクを活用して、  
**住宅を購入又は賃借**した者

### (2) 必要な書類

- ・様式第5号 関係人口認定申請書

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上  
申込時に総合政策課へ提出ください。実績を確認します。

### (3) 問い合わせ

住宅政策課 054-221-1590

## ④ 移住体験ツアー参加者

---

### (1) 要件

- ・転入をした日の前5年間に（ただし、令和3年4月以降とする）  
静岡市が主催する**移住体験ツアーに参加した者**

### (2) 必要な書類

- ・様式第5号 関係人口認定申請書

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上  
申込時に総合政策課へ提出ください。実績を確認します。

### (3) 問い合わせ

総合政策課 054-221-1240

## ⑤ 静岡市内の大学等卒業

---

### (1) 要件

- ・ 転入をした日の前10年間に**市内の大学等**  
(大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程) **を卒業した者**
- ・ ただし、住民票の異動をせずに市内から通学していた期間は居住要件の年数から除きます。

### (2) 必要な書類

- ・ 卒業証書のコピー
- ・ 卒業証明書

キャンパスの住所を卒業証明書の空欄に記載し、提出ください。

### (3) 問い合わせ

総合政策課 054- 221-1240

## ⑥ 静岡市内の企業等へ通勤

### (1) 要件

- ・転入をした日の前日まで**連続して1年以上市内の企業等※2に通勤しており、移住後も同じ企業等へ就業する者**

※2 下記のすべてに該当する企業等

- (ア) 官公庁等（第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- (イ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (オ) **就職する者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の職にある法人への就業でないこと。**

### (2) 必要な書類

- ・様式第5号の3 通勤兼就業証明書（関係人口用）

所定の様式を印刷し、通勤している企業等に発行を依頼してください。

### (3) 問い合わせ

総合政策課 054- 221-1240

## ⑦ ふるさと納税制度を利用した静岡市への寄付

### (1) 要件

ふるさと納税制度を利用して**転入をした日の前5年間に2回以上**静岡市に寄附した者。(NPO等指定寄附事業を含む)

ただし、1年で複数回寄附した場合は1回とみなします。

### (2) 必要な書類

- ・ 寄附金受領証明書
- ・ 紛失した際は財政課へお問い合わせ下さい。

### (3) 問い合わせ

財政課 054-221-1536

## ⑧ 静岡市内の企業にて副業

### (1) 要件

- ・ **転入をした日の前5年間に通算3か月以上市内の事業所において副業・兼業**をしており、移住後も引き続き**同一企業で就業(副業を含む。)**している者。
- ・ また、**就業先の一つとは週20時間以上の期間の定めのない労働契約を結んでいる**こと。

### (2) 必要な書類

- ・ **副業の実態が分かる書類(業務委託契約書等)**  
契約書がないなど、雇用関係の実態が示せないものについては申請の対象外となります。
- ・ **本業の在籍証明書又は就職証明書**

### (3) 問い合わせ

総合政策課 054-221-1240

## ⑨ 静岡市内で農業経営・就農研修している者

---

### (1) 要件

- ・認定を受けた**農業経営改善計画**や**青年等就農計画**に基づき**静岡市内で農業経営をしている者**又は**市長が認める就農に係る研修を受けている者**

### (2) 必要な書類

- ・次のいずれか、該当する書類
  - i 農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定書のコピー
  - ii 市長が認める就農に係る研修を受けていることが分かる書類のコピー

### (3) 問い合わせ

農業政策課 054-354-2085

## (2) 居住後要件

(1) 関係人口要件	(2) 居住後要件	要件の詳細
①～⑤、⑦	新規就業	市内の <b>企業等</b> ※2に週20時間以上の無期雇用契約で就業した者
⑥	継続就業	⑥の者で、引き続き <b>同一の企業等で就業</b> する者
⑧	副業	⑧で副業していた同一の企業等に <b>引き続き就業もしくは副業している</b> こと。 ※就業先の一つとは週20時間以上の無期雇用契約を結んでいること
⑨	農業経営・就農研修	⑨の者で、認定を受けた <b>農業経営改善計画</b> や <b>青年等就農計画</b> に基づき静岡市内で <b>農業経営をしている</b> 又は <b>就農に係る研修を受けている</b> 者

### 【新規就業について】

静岡市内にある**企業等**※2に週20時間以上の無期雇用契約を結び、就業した者

※2 下記のすべてに該当する企業等

- (ア) 官公庁等（第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- (イ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (オ) 就職する者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の職にある法人への就業でないこと。

### 【必要な書類】

①～⑤、⑦

#### ・様式第5号の2 就職証明書(関係人口用)

就職した企業等に依頼してください。

⑥

#### ・様式第5号の3 通勤兼就業証明書(関係人口用)

通勤・就業している企業等に依頼してください。

### 3 問い合わせ先

問い合わせ内容		担当課	連絡先
制度全体		総合政策課	054-221-1240
関係人口要件	①特定非営利活動法人に在籍	市民自治推進課	054-221-1372
	②静岡シチズンカレッジ こ・こ・に 修了生	生涯学習推進課	054-221-1207
	③中山間地域 空き家情報 バンク利用者	住宅政策課	054-221-1590
	④移住体験ツアー 参加者	総合政策課	054-221-1240
	⑤静岡市内の 大学等卒業	総合政策課	054-221-1240
	⑥静岡市内の 企業へ通勤	総合政策課	054-221-1240
	⑦ふるさと納税 制度を利用した 静岡市への寄付	財政課	054-221-1536
	⑧副業	総合政策課	054-221-1240
	⑨静岡市内で農業 経営・就農研修 している者	農業政策課	054-354-2085